

十和田市
農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画



平成30年7月

青森県十和田市

目 次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	-1-
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	-2-
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	-2-
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	-2-
5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	-2-
(1) 自然環境の保全との調和	
(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	
6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	-3-
(1) 目標	
(2) 目標の達成状況についての評価	
7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	-3-
8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	-4-
(1) ホームページ等による周知	
(2) 設備整備計画の認定	
(3) 設備整備計画の認定の取り消し	
(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定	
(5) 区域外の関係者との連携	

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

十和田市は、総面積725.6km²、東西約39km、南北約31km、青森県南東部の中央に位置し、市の西部にある八甲田山系や十和田湖、奥入瀬溪流は十和田八幡平国立公園に指定されている。また、奥入瀬川をはじめとする多くの河川や、奥入瀬川から取水した人工河川「稻生川」が横断し太平洋へと流れている。

気候は、太平洋側に位置しているため、年間を通じて降水量が少なく比較のおだやかで、冬季は晴天の日が多く平野部における積雪は少ないが、西部の山岳部は特別豪雪地帯にも指定されている。また、6、7月には、ヤマセと呼ばれる冷たい東風が吹き、農作物に悪影響を及ぼすことがある。さらに、当市西部の山岳部では、平均風速が7.0m/sを超える好風況地が存在している。

現在、当市の農業の特徴として米、野菜、畜産を組み合わせた複合型農業経営が挙げられるが、米価格の下落・米政策の改革に伴い、今後は転作田を活用した野菜等の生産拡大やブランド力強化、新規作物の導入及び加工・販売への本格的な取組等により、農業所得の向上を図ることが急務となっている。

以上のことから、当市の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針として、「風」という未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、地域の農山漁村の活性化及び自立的発展を促進することとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積	備考
大中台	十和田市大字深持字深持山	400㎡	風力発電施設
	//	400㎡	
	//	476㎡	附属設備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
大中台	風力発電	4,000kW	2基(2,000kW)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

本項に関しては、その取組を行う原資とするため、発電事業者の協力により、売電収益の中から一定程度の資金を拠出し、基金化する。その用途については、地域の農林漁業へ寄与する事業等に活用することとする。

5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

大中台地区においては、現在予定されている総出力が7,500kW未満のため、環境影響評価化法における環境アセスメントの対象事業に該当しない。しかし、発電設備等の整備により、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

大中台地区において、今後20年間で地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電設備4,000kW(2,000kW×2基)の導入を目指す。現在予定されている全ての発電設備が、本基本計画に基づく風力発電設備となっており、当市に設置される。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定された設備整備計画の実施状況を当協議会において報告することとする。また、当協議会において、設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社等の再生可能エネルギーの導入量に関する情報収集等に努め、関係機関と意見交換を行うこととする。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去しなければならない。また、使用した土地については、直ちに原状回復する義務を負い、原状回復にかかる費用を全額負担することとする。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地賃借契約書内に記載されていることを確認することとする。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページにより広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、当市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、当該再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決したうえで、当協議会へ参加することとする。

(5) 区域外の関係者との連携

当市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。